

閲覧資料貸与の要領

1. 閲覧対象の資料について

閲覧対象の資料は次の 3 種類とする。

【閲覧資料 1】 土壌汚染調査業務報告書

【閲覧資料 2】 防犯カメラを設置、運用するためのガイドライン

【閲覧資料 3】 事業予定地_既存建物図面

2. 閲覧資料の取扱いについて

本事業に関する情報提供のため、閲覧資料を希望者に貸与する。

3. 申込手続き

(1) 申込期間

実施方針等の公表日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

(2) 申込方法

閲覧資料の貸与を希望する事業者は、市ウェブサイトにある「資料の貸与申込書」に必要事項を入力し、電子メールに同ファイルを添付し、下の連絡先まで送付すること。（押印不要）

なお、メール件名には「資料の貸与申込（事業者名）」とし、提出後、申込先へ電話にて電子メールの受信確認を行うこと。なお、提出するファイルの形式はエクセル形式で提出すること。

東大阪市子どもすこやか部児童相談所設置準備室

住所：〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号 東大阪市総合庁舎 7 階

電話：06-4309-3203

E-mail:jisojunbi@city.higashiosaka.lg.jp

4. 閲覧資料の受取及び返却期間等

(1) 受取期間及び時間

受取期間：貸与申込書の受取日から令和 7 年 11 月 28 日（金）（ただし、土日祝を除く）

受取時間：9 時から 17 時 30 分まで（12 時から 12 時 45 分までは除く）

※「資料の貸与申込書」に記載した日時に訪問できない場合は、あらかじめ市に連絡し、日時を調整した上で訪問すること。

(2) 受取方法

閲覧資料の受取にあたっては、市ウェブサイトにある「誓約書」に必要事項を入力、押印のうえ、上の窓口に押印済の「誓約書」を提出すること。

なお、市は「誓約書」の確認を行った上で閲覧資料の貸与を行う。

(3) 返却期限

閲覧資料は下の返却期限までに返却すること。

返却期限：令和 7 年 11 月 28 日（金）17 時 30 分まで

（ただし、土日祝及び 12 時から 12 時 45 分までは除く）

(4) その他

閲覧資料の返却日時は、あらかじめ市に連絡、調整し、約束した日時に訪問し返却すること。